

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」といいます。）第七条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

- |                                   |                              |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 1 日時 学科試験 平成二十九年十一月十六日（木曜日）午前十時から | 実地試験 平成二十九年十一月三十日（木曜日）午前九時から |
| 2 場所 学科試験 奈良市登大路町六の二 奈良県文化会館      | 実地試験 奈良市西木辻町一九一の二 奈良調理短期大学校  |

二 試験科目

1 学科試験

- (一) ふぐに関する衛生法規  
(二) ふぐに関する食品衛生学

2 実地試験

- (一) ふぐの種類及び臓器の鑑別  
(二) ふぐの処理に関する実技

三 受験願書の配布及び提出

1 受験願書の配布

(一) 配布期間

平成二十九年九月一日（金曜日）から同年十月六日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除きます。）

(二) 配布場所

奈良県くらし創造部消費・生活安全課、奈良県郡山保健所、奈良県中和保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市健康医療部保健所において配布します。

2 受験願書の提出

(一) 提出期間

平成二十九年十月一日（月曜日）から同月六日（金曜日）まで

(二) 提出先

(1) 現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所地を有する者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所地を管轄する次に掲げる保健所の長へ提出してください。

名称	所在地	管轄区域						
保健所	所	奈良県内吉野保健	奈良県吉野保健所	奈良県中和保健所	五	檜原市常盤町六〇五の	大和郡山市、檜原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡及び北葛城郡	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡
一 奈良市健康医療部 保健所	三 五條市本町三の一の一 所	五條市本町三の一の一 所	吉野郡下市町大字新住 一五の三	吉野郡吉野町、大淀町、下 市町、黒滝村、天川村、下 北山村、上北山村、川上村 及び東吉野村	五	檜原市常盤町六〇五の	大和郡山市、檜原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡及び北葛城郡	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡
	奈良市	五條市、吉野郡野迫川村及 び十津川村						

(三)

(2)

現に県内においてふぐの処理に従事していない者であつて県内に住所地を有していないものは、奈良県暮らし創造部消費・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）に提出してください。

提出方法

受験者が直接持参してください。

#### 四 受験資格

条例第八条の規定による資格がある者

#### 五 提出書類

- 1 受験願書 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの

#### 2 添付書類

##### 履歴書

受験資格を証明する書類

- (三) (二) (一) 写真（出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）二枚

#### 六 受験手数料

六千三百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

#### 七 受験票の交付等

- 1 受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。
- 2 受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

#### 八 合格発表

平成二十九年十二月二十一日（火曜日）午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

#### 九 合格証書の交付

合格者には、ふぐ処理師試験合格証書を交付します。

#### 十 その他

この試験についての問合せは、奈良県くらし創造部消費・生活安全課、奈良県郡山保健所、奈良県中和保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市健康医療部保健所において受け付けます。